



2017年5月24日
アジアインターネット日本連盟

「データの利用権限に関する契約ガイドライン（案）」に対する意見

第2の1「申入れ、事前確認」（P7）について

本ガイドラインでは、「当事者が相手方である中小企業に対して、優越的地位に立っている場合には、取引の力関係を背景に不当な利用権限の取決めを強制し、結果として、相手方が不当に不利益を甘受せざるを得ないときも同様に競争法の問題が生じ得るため留意を要する。」との記載がある。

同記載が現実に具体的に生じているどのような問題を前提としているのか必ずしも明らかではないため、企業において、競争法上の問題が生じることを恐れ、データの利用権限を契約で定めることを躊躇し、ひいてはデータ利活用自体を萎縮させる懸念がある。

また、データの利活用については、単純な下請けの世界とは異なり、データ利活用に関するノウハウや技術の有無が重要な要素となるため、大企業と中小企業という単純な構図に当てはめることは現状を適切に反映しない。

そこで、上記記載については、現実に生じている問題を具体的に摘示する記載を追記することにより問題を明確化すべきであると考え。仮にそのような記載ができない場合には、当該記載がデータ利活用自体を萎縮させる懸念があるから、削除すべきである。

以上